

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

632号 2014

第4回おうみしごと体験フェスタ& 滋賀県ものづくりフェア 2014 を開催しました！

平成26年11月15日(土)、16日(日)の2日間、第4回おうみしごと体験フェスタ(主催:おうみしごと体験フェスタ実行委員会)、滋賀県ものづくりフェア2014(主催:滋賀県技能振興コーナー/滋賀県職業能力開発協会 厚生労働省委託事業)を米原市の滋賀県立文化産業交流会館および米原市米原公民館で開催し、2日間で延べ4,500人もの方々にお越しいただきました。

プロの指導により、様々なしごとを体験する「しごと体験教室」、ものづくりを体験する「ものづくり体験教室」合わせて54種類の教室を、企業や団体等の協力で開設し、小中学生を中心とした子どもたちに、様々な体験を楽しみながらしごとやものづくりへの理解を深めていただきました。



目 次

- 表紙 おうみしごと体験フェスタ&滋賀県ものづくりフェアを開催しました
「あかるい職場応援団」がバージョンアップ
- P2 「現代の名工」厚生労働大臣表彰受賞
最低賃金改正のお知らせ
- P3 「おうみの名工」、「おうみ若者マイスター」が決定
- P4 『協力雇用主』という社会貢献、やってみませんか
若手人材定着支援事業、支援対象企業募集中
- P5 企業情報サイト『WORKしが』をリニューアル
中退共制度/建退共制度のご案内
- P6 「ビジネスの基本力」研修の開催
ものづくりマイスター制度のご案内
- P7 2017年度学生募集「目指せ！一流のテクノロジスト&匠」
障害者雇用事例紹介コーナー(その2)
- P8 あなたの知識・経験を「シルバー人材センター」へ
高齢者雇用安定助成金のご案内
- P9 労働委員会だより
- P10 労働相談Q & A
- P11 毎月勤労統計調査地方調査(平成25年平均)結果概要
- P12 「ポジティブ・アクション宣言」してみませんか
休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう

パワーハラを予防・解決すれば職場は変わります



みんなで考えよう！職場のパワーハラスメント

あかるい職場応援団

企業のパワーハラスメント対策を支援するポータルサイト
「あかるい職場応援団」がバージョンアップしました。

今すぐアクセスを！ <http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

職場のパワハラに関する個別のご相談は、滋賀労働局・県内の各労働基準監督署の総合労働相談コーナーへ

平成26年度

卓越した技能者（現代の名工）の 厚生労働大臣表彰の受賞について

卓越した技能を持ち、その道で第一人者と目されている技能者を表彰する「平成26年度卓越した技能者（現代の名工）表彰」の表彰式が11月10日、東京都新宿区の京王プラザホテルで行われました。今年度で48回目の開催、149名が表彰され、県内からは以下の3名が受賞されました。



小林 正雄さん（株式会社小林彫金工芸） 彫金工として受賞

小林さんは、神社仏閣における^{かざりかなもの}鋳金物の製作、茶道具等の彫金、文化財および発掘品の復元等に従事され、彫金技術の全般をこなし、特に一粒魚々子蒔き（一粒小円の凹点の^{ひとつぶななこ}鑿を使用し、表面に魚の卵が連なったような凸点を打ち出し敷き詰める技術）においては、第一人者です。

また、後進の育成にも努められ、業界の発展に貢献されています。



平塚 真康さん（パナソニック株式会社アプライアンス社） 金属特殊加工機工として受賞

ステンレス極薄材を圧印加工することによって、メンズシェーバーの外刃を製作する加工方法は世界唯一のものであり、平塚さんは、このための外刃金型製作の第一人者です。

特に微細加工のための工具の製作において、独自の形状を考案され、試作金型から量産金型までの微細加工の工法を確立させた実績を持っておられます。

また、次世代技能者の指導や育成にも積極的に取り組まれています。



西沢 勝治さん（有限会社とも栄菓舗） 和菓子製造工として受賞

西沢さんは、過去2回の菓子博の工芸菓子部門において、最高位である名誉総裁賞等を受賞されるなど、和菓子製造の技能のすべてと芸術的な感性を駆使して工芸菓子を創作する技術に卓越されています。

また、海外に向けた和菓子文化の普及活動や、地元の特産果実を使った新製品の開発など、業界の発展や地域振興にも貢献されています。

最低賃金改正のお知らせ

滋賀県最低賃金（地域別最低賃金）は、平成26年10月9日から

1時間 **746** 円となりました。

- 最低賃金の対象となる賃金には、精皆手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当や賞与、結婚手当等臨時に支払われる賃金は含まれません。
- 派遣労働者については、派遣先の地域別又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

また、平成26年12月27日より下記のとおり滋賀県内の特定（産業別）最低賃金が改定されます。

紡績業、化学繊維製造業、
その他の織物業、染色整理業、
繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業

1時間 **760** 円

ガラス・同製品、セメント・
同製品、衛生陶器、炭素・
黒鉛製品、炭素繊維製造業

1時間 **848** 円

製鋼・製鋼圧延業、鋼材、
鉄素形材、鋳鉄管製造業
（平成16年12月18日発効）

1時間 **775** 円

はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業

1時間 **847** 円

計量器・測定器・分析機器・試験機、
光学機械器具・レンズ、電子部品・
デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

1時間 **830** 円

自動車・同附属品製造業

1時間 **851** 円

各種商品小売業
（衣食住のすべてを扱い、そのうちどれが主になるか判別できない事業所）

1時間 **775** 円

次に掲げる労働者は産業別最低賃金の適用が除外され、滋賀県最低賃金が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (3) 各産業別の適用除外労働者

<お問い合わせ先>

滋賀労働局 賃金室 TEL 077-522-6654
大津労働基準監督署 TEL 077-522-6641

彦根労働基準監督署 TEL 0749-22-0654
東近江労働基準監督署 TEL 0748-22-0394

平成26年度

「おうみの名工」、「おうみ若者マイスター」 が決定しました

このたび、「滋賀県技能者表彰(おうみの名工)」の表彰者と「おうみ若者マイスター」の認定者が決定しました。表彰式および認定式は、11月4日(火曜日)に滋賀県公館において行われました。

○滋賀県技能者表彰(おうみの名工)

現役の優秀な技能者を知事表彰することで、広く社会全般に技能尊重の気運を浸透させ、技能者の地位と技能水準の向上を目的としています。



11月4日表彰式(県公館) ▶

平成26年度滋賀県技能者(おうみの名工)被表彰者一覧

(敬称略・五十音順)

お名前	職種名	就業先
太田 豊地	宮大工	太田工務店
川島 芳男	繊維製品仕上工	TBカワシマ株式会社
北川 博	産業用機械組立工	キリンピール株式会社 滋賀工場
清本 健次	日本料理調理人	有限会社清元楼
玄田 宗七	美容師	株式会社ユリ美容室
小林 正雄	彫金工	株式会社小林彫金工芸
佐野 文彦	西洋料理調理人	大津プリンスホテル
宿谷 正和	洋生菓子製造工	パティスリーブティードール

お名前	職種名	就業先
白木 正志	型打鍛造工	株式会社ゴーシュー
須賀 俊雄	造園工	有限会社須賀造園
谷口 巧	内燃機関組立工	ヤンマー株式会社 小形エンジン事業本部
中村 恭輔	研ま盤工、 フライス盤工	日伸工業株式会社
西村 剛	宮大工	社寺建築 株式会社木澤工務店
松井 重友	機械部品組立工	株式会社ゴーシュー
溝上 昇寿	木製建具製造工	溝上建具店

○おうみ若者マイスター認定

優秀な若い技能者を認定し、おうみ若者マイスターによる技能振興活動を行うことで、技能研さんへの意欲向上と技能尊重の気運醸成を目的としています。



11月4日認定式(県公館) ▶

平成26年度おうみ若者マイスター被認定者一覧

(敬称略・認定順)

お名前	職種名	勤務先
中嶋 万規子	洋生菓子製造工	株式会社クラブハリエ 草津工房
櫛 志織	ネイリスト	株式会社h & b arte Beetle nail 店
藤本 拓実	西洋料理調理人	ホテルポストンプラザ草津
形切 拓哉	半導体組立工	オムロン株式会社 野洲事業所
島田 聡	日本料理調理人	大津観光株式会社 里湯昔話 雄山荘
小林 浩之	彫金工	株式会社小林彫金工芸
佐野 正登	産業用機械組立工	ヤンマー株式会社 小形エンジン事業本部

『協力雇用主』という社会貢献、 やってみませんか。

○協力雇用主とは・・・？

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々です。

○再犯防止を支える協力雇用主

保護観察終了者のうち無職の再犯率は有職者の約4倍で、刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。刑務所出所者等への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

(法務省 厚生労働省 発行パンフレットから抜粋)

○滋賀県の取組

滋賀県では、保護観察対象者の県における直接雇用について、取組を進めています。

**若手社員の人材育成を
支援します!!**

**支援対象企業
募集中!!**

滋賀県では、中小企業に在籍する若手従業員の職場定着を支援することを目的に、滋賀県若手人材定着支援事業を実施しています。当事業では若手従業員向けの研修や、経営者・管理者向けの研修を実施し、企業における若手従業員の在職率向上を図ります。ご興味のある方はお問い合わせ下さい。

Q & A

【研修に参加できる者とは？】

- ・県内に本社を有する中小企業基本法第2条における中小企業者となります。

【対象となる若手従業員は？】

- ・入社1～3年目までの概ね35歳未満の従業員が対象です。

【参加費は掛かるのか？】

- ・研修参加は無料です。ただし、研修場所までの旅費等をご負担願います。



お問い合わせ

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課就業支援室 担当：山中、橋本
TEL：077-528-3759 Mail:fe0004@pref.shiga.lg.jp

WORKしが

滋賀県最大!

～滋賀県の魅力ある企業の
情報発信サイト～

滋賀県で就職を希望する求職者および大学(短大・専修学校等)卒業予定者のみなさんに魅力あふれる県内企業の情報を発信する滋賀県最大の魅力ある企業情報サイトです。
多様な検索機能を備えたWEBサイトから貴社の魅力を存分に発信することができます。

「WORKしが」をリニューアルして県内中小企業等の魅力を若年求職者等に発信

滋賀県の魅力ある企業の情報発信サイト

WORKしが

<http://www.workshiga.com/>



WORKしがでは滋賀県内の企業様を対象に募集しております。サイトに掲載することで効果的に自社のPRをすることができます。ぜひご利用ください。

お申し込み・お問い合わせ

滋賀の“三方よし”人づくり推進センター 小規模事業者等魅力発信事業



〒525-0025 滋賀県草津市西渋川1-1-14 行岡第一ビル 4F

受託企業：オムロンパーソネル株式会社

TEL: (077)565-2700 FAX: (077)565-2711 E-mail:miryoku@shiga-sampo.org

事業主さん

国がバックアップする
退職金制度があること、
ご存知ですか?

それが、

中小企業退職金共済制度

1. 国の制度だから安心

しかも掛金の一部を国が助成します。

ます、特長はこの3つ

2. 社外積立でラクラク管理

社外積立なので手間がかかりません。

3. 掛金は全額非課税で有利

手数料もかかりません。



さらに

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます。

詳しくは
ホームページで

中退共 検索

*解散貯蓄厚生年金基金からの移行先の一つです。

お問合せもお気軽に



(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL (03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

建設業退職金共済制度『建退共』のご案内

建退共制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

- ◆加入できる事業主：建設業を営む方
- ◆対象となる労働者：建設業の現場で働く人
- ◆掛け金：月額 310 円

～ 国の制度 5つの特徴 ～

- 1 国の制度なので安全・確実・申込手続きは簡単です。
- 2 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。
- 3 掛け金の一部を国が助成します。
- 4 掛け金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- 5 経営事項審査で加点評価の対象となります。

詳しくはホームページで **建退共** 検索

(独)勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部滋賀支部
〒520-0801 大津市におの浜1-1-18 滋賀県建設会館内
TEL:(077)522-3232 FAX:(077)522-7743

「ビジネスの基本力 研修」

「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づき実施する事業です。

『働くあなたの元気を応援！』 滋賀県では中小企業の人材育成を支援するため、中小企業で働く従業員の皆様のスキルアップの場を提供します。

日時 平成27年2月6日(金) 9:30~16:30

会場 滋賀県湖北合同庁舎 1F 第1会議室

内容 言葉遣い、基本動作、電話対応等のビジネスマナーの基本の再確認
対話力のスキルや報連相を身につけコミュニケーション能力の強化

講師 日本接遇教育協会 講師 土居佐和子 氏

対象 中小企業で働く若手社員(業種は問いません)

定員 25名程度(応募多数時は抽選)

しめきり 平成27年1月23日(金)

問合せ 滋賀県立高等技術専門学校 草津校舎(担当:安田)

Tel 077-564-3296 Fax077-565-1867 E-mail: yasuda-shigeru@pref.shiga.lg.jp

費用
無料

厚生労働省

平成26年度 ものづくりマイスター制度のご案内

熟練技能者の高齢化や若年者を中心としたものづくり・技能離れが懸念される中、技能尊重気運の醸成や産業活動の基礎となる技能者の育成が必要とされています。

こうした中、滋賀県職業能力開発協会では、昨年度に引き続き本事業「若年技能者人材育成支援等事業」を受託し、滋賀県技能振興コーナーを設置しています。

「ものづくりマイスター制度」とは、建設業および製造業における100を超える職種を対象に、高度な技能をもった「ものづくりマイスター」が中小企業や工業高校等において広く実技指導を行い、効果的な技能の伝承、後継者育成を行うものです。

また、小中学校等での講義や「ものづくり体験教室」等により、ものづくりの魅力を発信しています。

ものづくりマイスターの派遣コーディネートは、滋賀県技能振興コーナーが行います。

◆ものづくりマイスターの「派遣費用(謝金および旅費)」、「実技指導」「製作実演」および「ものづくり体験教室」の材料費は、規定の範囲内で当コーナーが負担します。

～詳しくは、当コーナーにお尋ねください～

滋賀県技能振興コーナー(滋賀県職業能力開発協会)

〒520-0865 大津市南郷五丁目2-14 TEL:077-533-0850

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

広告



すべての勤労者の笑顔のために

はたらくみんなの
金融機関、
近畿ろうきん。



滋賀地区統括本部

〒520-0801 大津市におの浜4-5-9
Tel077-524-5581

2017年度 学生募集

「目指せ！ 一流のテクノロジスト&匠」

- 募集定員 3科65名（生産技術科20名、電子情報技術科25名、住居環境科20名）
- 応募要件 高等学校を卒業した者等（平成27年3月高等学校卒業見込み者含む）
- 入試日程
 - ・一般入校試験：2月5日(木)(願書受付 1月6日(火)～1月28日(水))
 - ・事業主推薦入試：2月5日(木)(願書受付 1月6日(火)～1月28日(水))
 - ・自己推薦入校試験：3月14日(土)(願書受付 2月9日(月)～3月6日(金))
- お問い合わせ 近畿職業能力開発大学校附属滋賀職業能力開発短期大学校
 （愛称：ポリテクカレッジ滋賀）
 〒523-8510 近江八幡市古川町1414 学務援助課 TEL0748-31-2254

障害者雇用事例紹介コーナー（その2）

聴覚障害者編

滋賀日産自動車(株)では、「クルマとの出会いを心からエンジョイできる空間と時間」を提供できるようより良い職場づくりに全員で取り組まれています。

その中のお一人が聴覚障害を乗り越え、長年従事されている店舗支援部営業支援グループ 今井寛さんです。今井さんは、県内の19ある店舗のうち、湖北・湖東・湖南地区へ毎日自動車で社内便の配送に従事されています。

聴覚障害を持つ従業員への配慮等

- ※全社員が集まる大会では手話通訳を配置。
- ※不測の事態の発生時は携帯メールで随時やりとり。
- ※一目でわかるよう配送先の荷物に色分けのシールを添付。

上司・同僚から

- ・いつも笑顔で仕事を手伝っていただきとても心強いです。(西脇さんより)
- ・毎日、今井さんの笑顔に会えるような職場にしていきたいです。(三野係長より)

本人から

聴こえない私にとって不安はコミュニケーション面と緊急時の対応。実際、働く中で伝えなければ！とお互い身振りや筆談で対応しています。また、緊急時は携帯メールで連絡しながら頑張っています。

(滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課就業支援室)



法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター 滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・低費用で公正に解決します。
労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。
具体例：解雇、雇い止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

- ①あっせんにより円満解決 ②あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
- ③早期解決 ④毎週土曜日開催で利用しやすい ⑤安い費用 (3,240円) で解決

総合労働相談所

開催日：毎週 土曜日
13:00～17:00

年金相談センター

開催日：毎月 第2土曜日
13:00～17:00
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。Tel.077-526-3760/077-511-1480

広告



滋賀県社会保険労務士会
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800
<http://www.sr-shiga.com/>

高齢者雇用 あなたの知識・経験を「シルバー人材センター」へ…!



まだまだ若い、元気で健康な日々を保ちたい、時には、地域のために役に立ちたい、生きがいのある生活にしたい…などとお考えの方も多いと思います。

超高齢社会の今日、人生90年時代とも…

多くの方々が、長い老後生活、より有意義に過ごしたいと考えておられることと思います。時代は、いま「生涯現役社会」と言われています。

デフレ経済の時代もようやく終わりつつあり、景気浮揚のなか、あらゆる分野で人材不足が叫ばれるようになっていきます。

我が国人口の4人に1人が65歳以上である今日、高齢者が働くことを、いま、社会が求めています。単に、収入を得る目的ではありません。「働く」ことは、生きがいになり、社会貢献になり、

さらには、健康維持効果があり、介護予防にもなるのです。ひいては、増大する社会保障費の軽減にも繋がっていきます。

高齢者が可能な範囲での労働を通じて、社会を支える…そんな時代とも言われています。企業等の退職予定者の皆さん！ これまでの職務を通じて培われた皆さんの素晴らしい知識・経験・技能が求められているのです。

ぜひ、あなたの街のシルバー人材センターを訪ねてみてください。

様々な仕事があなただを待っています。できそうな仕事を探して、ぜひ地域貢献、社会貢献をして、生きがいを見つけて頂ければ幸いです。

まずは、お住まいの市町シルバー人材センターで会員登録を…!!

☆☆健康と生きがいを育むシルバー人材センター☆☆

お問い合わせ先



☆公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会☆

〒520-0054 大津市逢坂1丁目1-1 テトラ大津3階

TEL: 077-525-4128 FAX: 077-527-9490

滋賀高齢・障害者雇用支援センターからのお知らせ

平成26年度高年齢者雇用安定助成金のご案内

生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者の雇用環境の整備や労働移動の受入を行う事業主へ助成金を支給します。

今年度は更に充実！ ～使いやすくなりました～

～雇用環境の整備をする場合～

最大1,000万円が支給されます

要した費用の3分の2(大企業は2分の1)

- ※ Ex 蛍光灯→LEDへの取替
(明るくなり目への負担が減った！)
- フォークリフトの購入
(重量物の取扱いが楽になった！)

～労働移動の受入をする場合～

対象者1人につき70万円が支給されます

(短時間労働者の場合は40万円)

- ※新たにハローワーク紹介の方も対象になりました



※詳しくは下記までお尋ねください。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

滋賀高齢・障害者雇用支援センター 担当 中西 Tel 077-526-8841

労働委員会
だより

労働委員会のあっせん制度をご利用ください!!

労働委員会では、労働組合や労働者個人と会社との交渉が行き詰まったときに間に入って、双方の主張を聴き、助言を行い、話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。今回は、あっせんの具体的な事例を紹介します。

事例1 (労働組合からの申請)

事例の概要

Y社の従業員3名が、同社の給与制度に不満を抱き合同労組のX組合に加入した。X組合は、Y社に対し従業員が同組合に加入したことを通知し、労働条件の改善を申し入れた。その2日後、X組合に加入した従業員3名のみが、遠方の店舗への転勤を命じられた。このためX組合は、3名の配転は組合員であることを理由とした不利益の強要であるとして、配転の撤回をY社に申し入れた。Y社がそれに応じなかったため、X組合は、早期解決をめざし、あっせんを申請した。

労働組合の主張

組合員3名の配転は、組合員であることを理由とした不利益の強要であり、組合の弱体化を意図する不当労働行為であるため、配転を撤回すべきである。

会社の主張

組合員3名は、最近の勤務態度に問題が見られ、顧客からの苦情も出ていた。そこで、新たに人手を必要としていた店舗への配転を行ったもので、業務上の必要性に基づく人事異動であり、決して不当なものではない。

あっせん

あっせん員は、配転は業務上の必要性があってもそれによる労働者の不利益が大きいときには権利濫用となる可能性があること、また、労働組合法が、労働組合の組合員であることを理由に労働者に不利益な取扱いをすることを禁止しており、今回の配転が不当労働行為と見なされる可能性があることをY社に説示し、再考を求めた。

その結果、Y社は3名の組合員がY社の指導に従い勤務態度の改善に努めるならば配転を撤回するとの意向を示した。それをもとに、あっせん員からあっせん案を提示したところ、双方がそれを受諾し、解決した。



(労働者)

- 突然、会社から解雇を言い渡されたが納得できない。
- 採用時に示された労働条件が、実際の状況と違う。

(会社)

- やむを得ない事情で社員に配転命令を出したが、理由なく拒否された。
- 社員から高額な退職金を要求された。



事例2 (労働者からの申請)

事例の概要

電機製品販売を行うZ社社員のAさんは、同社の物流施設の副施設長として、従業員のシフト管理等の業務を行っていたが、10か月の間に従業員4名がAさんからのパワーハラスメントを理由に自主退職した。これを受けてZ社は、Aさんに責任を取らせ、本社警備員への配転を命令した。Aさんは、この配転命令の撤回を求め、あっせんを申請した。

Aさんの主張

自分は従業員に対し少々厳しい指導をしたかもしれないが、自分を慕ってくれている部下もいる。自分はパワーハラスメントは行っておらず、従業員の証言だけを基に措置が決定されるのは納得できない。

会社の主張

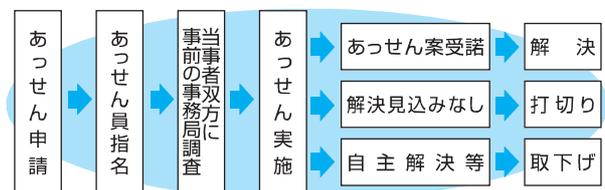
従業員や物流施設長から事情聴取を行った結果、Z社としては、パワーハラスメントの事実を確認している。今回の配転命令は、協調性等について再教育を行うため本社勤務させるものであり、過去に問題を起こした社員に対しても同様の措置を取っている。

あっせん

労働者側あっせん員が、Aさんに対し、今回の職場不和の事実を確認したうえで、謝罪を促した。一方、使用者側あっせん員が本社での勤務期間の短縮および配転前の賃金水準の確保について、Z社への働きかけを行った。その結果双方合意に達し、紛争は解決した。

(今回の事例は、いずれも実際の事件を参考に内容を再構成しています。)

あっせんの流れ



★毎月第4金曜日は、委員による「月例労働相談」を開催しています。

★労働委員会への相談や手続は無料です。
お気軽にご利用ください。

お問い合わせ先

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階

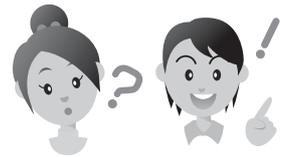
TEL 077-528-4473

http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/

労働相談 Q & A

テーマ

『年次有給休暇』



仕事と生活の調和を図り、生きがいの持てる生活や働きがいのある仕事を行っていくためには、ストレスの解消やリフレッシュがきちんとできることが大切で、そのための休暇の果たすべき役割は重要になります。しかし、労働者の約3分の2が年次有給休暇の取得にためらいを感じているとの調査結果もあります。

そこで今回は、「年次有給休暇」について、確認してみることにします。

質問1

年次有給休暇は、法律上どのような要件を満たせば取得できますか。パートやアルバイトでも年次有給休暇は取得できますか？

回答1

年次有給休暇(以下、年休)は、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るために、休日とは別に毎年一定日数の有給休暇を付与することとして、労働基準法第39条に規定されているものです。年休の発生要件は、雇入れの日から6か月以上経過し、その間の出勤率が8割以上であれば、一定の日数が付与されることとなっています。

パートやアルバイトなど、いわゆる短時間労働者であってもこの規定は適用されますが、具体的な発生日数は、週の所定労働日数と所定労働時間により決まります(以下の図を参照してください)。

(1) 週所定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上の労働者

勤続年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年6ヶ月 以上
年次有給休暇付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

(2) 週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者

週所定労働日数	年間所定労働日数(*)	勤続年数						
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年6ヶ月 以上
4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

(*)週以外の期間によって労働日数が定められている場合

質問2

年休は、いつでも自由に取得することができますか？また年休の申請には理由を書かなければいけないのですか？

回答2

労働者から年休の取得の申し出があれば、特別な事情がない限り使用者はこれを拒むことはできません。また休暇を利用するための理由は、原則として問われることはありません。

ただし、例えば、一度に多くの労働者が同時に休暇を取るなどすると、事業の正常な運営を妨げることも考えられますので、事業に支障が出る場合に限り、使用者は取得日を変更することができます(「時季変更権」といいます)。

質問3

年休を当該年度に使わず、残った場合はどうなりますか。

回答3

年休は労働基準法の時効が2年間となっているため、翌年度に限って繰り越すことができます(労働基準法では最大で繰越し20日とその年の20日がプラスされて40日の権利が生じます)。

質問4

年休を取得したことを理由に不利益な扱いをされることはありませんか。

回答4

労働基準法では、年休を取得した労働者に対して、不利益な取扱いをしないように定められています。

具体的には、年休を取得したことを理由に精勤手当や賞与の額の算定で、年休取得日を欠勤扱いで減額したり、不利な人事考課を行うなどのほか、年休の取得を抑制するようなすべての不利益な取扱いが含まれます。

毎月勤労統計調査地方調査（平成25年平均）結果概要

この調査は、労働者の賃金、労働時間、雇用について毎月の変化を明らかにすることを目的に、滋賀県総合政策部統計課において調査しています。

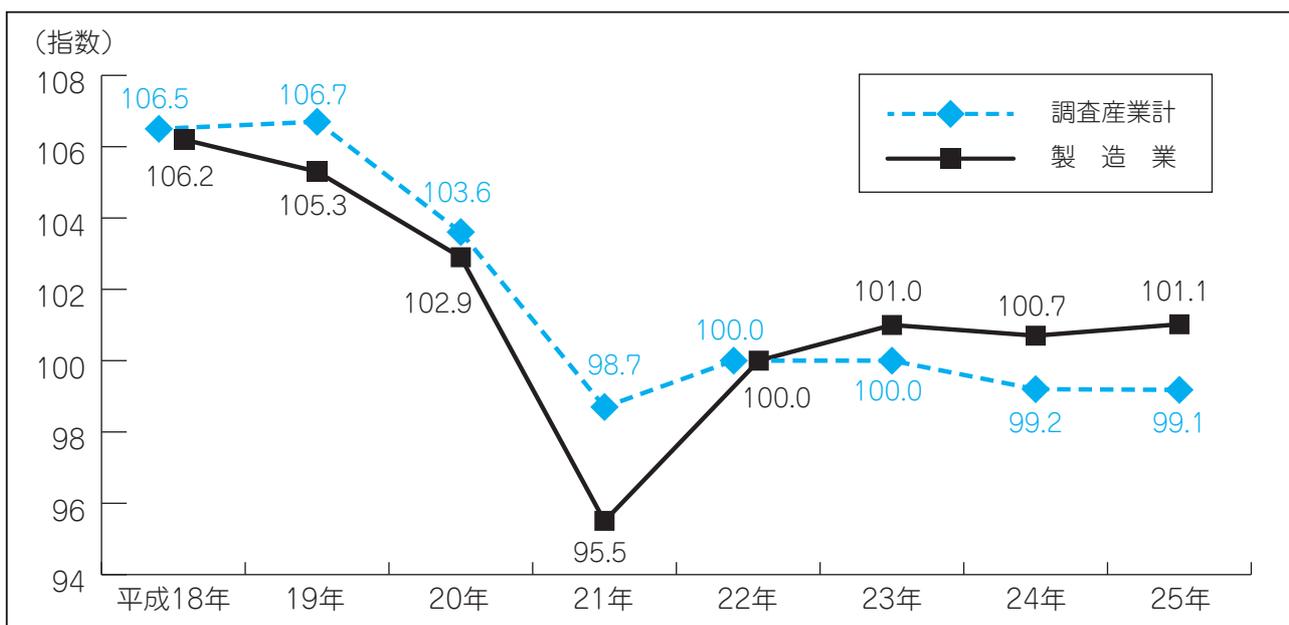
調査の対象は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務、一般公務を除く事業所です。

平成25年平均の結果について、その一部を掲載します。詳細については統計課ホームページ (<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/toukei/>) をご覧ください。

※ 1, 2はともに常用労働者(パートタイム労働者を含む)の平均

1 名目賃金指数(きまって支給する給与)の月平均の年次推移

(平成22年平均=100)
(事業所規模30人以上)



2 産業別労働時間の動き (月平均)

(事業所規模30人以上)

産 業	総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間		
	実 数	対前年増減率		実 数	対前年増減率		実 数	対前年増減率	
		平成25年	平成24年		平成25年	平成24年		平成25年	平成24年
	時間	%	%	時間	%	%	時間	%	%
調 査 産 業 計	149.6	△ 1.2	△ 1.5	136.5	△ 1.3	△ 1.3	13.1	0.7	△ 5.2
建 設 業	175.0	X	X	162.0	X	X	13.0	X	X
製 造 業	164.4	△ 0.1	0.5	146.2	△ 0.5	0.1	18.2	2.9	3.4
電 気・ガ ス 業	154.8	△ 2.6	△ 0.3	140.4	△ 2.7	1.6	14.4	△ 2.8	△ 13.0
情 報 通 信 業	157.9	△ 5.1	4.3	145.2	△ 6.5	3.1	12.7	13.1	19.9
運 輸 業, 郵 便 業	158.8	△ 5.3	△ 7.4	135.7	△ 3.4	△ 5.5	23.1	△ 14.8	△ 15.0
卸 売 業, 小 売 業	121.9	△ 2.8	0.6	117.7	△ 2.8	1.2	4.2	△ 3.7	△ 13.9
金 融 業, 保 険 業	158.2	△ 1.8	△ 0.4	144.0	△ 0.5	0.2	14.2	△ 14.0	△ 7.2
不 動 産・物 品 賃 貸 業	158.4	△ 0.7	1.7	148.6	△ 0.6	3.6	9.8	△ 2.1	△ 18.1
学 術 研 究 等	152.4	△ 2.5	△ 1.0	140.6	△ 2.9	0.2	11.8	2.3	△ 13.5
飲 食 サービス 業 等	101.5	△ 0.6	△ 9.3	95.3	△ 0.7	△ 9.2	6.2	0.1	△ 10.4
生 活 関 連 サービス 等	144.3	△ 2.0	△ 0.9	139.7	△ 1.9	△ 0.8	4.6	△ 3.0	△ 0.7
教 育, 学 習 支 援 業	124.4	△ 6.4	△ 6.7	121.6	△ 4.4	△ 8.0	2.8	△ 51.3	△ 5.1
医 療, 福 祉	138.7	△ 1.4	△ 3.9	132.9	△ 1.6	△ 4.3	5.8	2.9	11.0
複 合 サービス 事 業	157.5	X	X	148.9	X	X	8.6	X	X
そ の 他 の サービス 業	164.1	1.1	1.8	143.7	0.6	4.0	20.4	5.8	△ 7.0

[X] …標本数が僅少等のため秘匿としたもの

「ポジティブ・アクション宣言」してみませんか？

—女性が活躍できる職場づくりのおすすめ—

●「ポジティブ・アクション」は時代の流れです。

- ・「ポジティブ・アクション」とは、職場における固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から生じている、男女間の実質的な格差解消に向けて企業が自主的・積極的に行う取組のことです。
- ・男女雇用機会均等法では、雇用の場における性別を理由とした差別的取扱いを禁止していますが、第8条において、現在既に生じている男女労働者間の事実上の格差を解消するための措置は法に違反しない旨定めています。
- ・次の条件を満たす場合に女性のみを対象とすること、又は女性を有利に取り扱うことは法違反となりません*。
 1. これまでの慣行や固定的な男女役割分担意識が原因で生じている男女間格差を改善するための措置であること。
 2. 一の雇用管理区分における職務、役割において女性労働者の割合が男性労働者の4割を下回っている場合。
 ※女性のみの取り扱いが可能かどうかは、雇用管理区分ごとに判断します。

●まずは経営トップが宣言することから始めましょう。

- ・ポジティブ・アクションに取り組むにあたり、「女性を重要な戦力として育成、活用すること」を戦略的テーマとして捉え、経営層が参加し工夫を積み重ねることが成果を上げるポイントになります。このことから、まずは経営トップが自社の女性活躍についての方針を社内外に宣言することから始める方法もあります。
- ・厚生労働省が運営する「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」には、経営トップに自社の女性活躍推進について宣言して頂くことを目的とする「女性の活躍推進宣言コーナー」があります。女性が能力を十分に発揮し、活躍する、魅力ある企業として社内外に広くアピールする場としてご活用下さい。
 - ☆「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」→ <http://www.positiveaction.jp/>

●「女性の活躍推進宣言コーナー」への登録は簡単です。

- ・登録フォームに必要な事項を入力し、サイト管理者に送信するだけです。登録手順をまとめた資料を滋賀労働局ホームページからダウンロードできます。ぜひご活用ください。
 - ☆滋賀労働局HP → <http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

●ご不明な点については、滋賀労働局雇用均等室まで お問い合わせください。

〒520-0051 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階 TEL：077-523-1190 FAX：077-527-3277



休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう！

休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組むことが必要です。具体的には、

- 1 経営のトップによる社内への休暇取得推進の呼びかけ
 - 2 管理者が率先して休暇取得
 - 3 労働組合などによる企業、従業員への働きかけ
- などが考えられます。

計画的な休暇の取得のために、事業場全体の年間計画に、年次有給休暇を組み込みましょう。

年次有給休暇の計画的付与制度を活用しませんか？

年次有給休暇の計画的付与制度とは

年次有給休暇の付与日数から5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.6ポイント(平成24年)高くなっています*。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。

※就労条件総合調査

導入例 年末年始・ゴールデンウィークに導入すると？



計画的付与の年次有給休暇などと土日、年末年始やゴールデンウィークの所定休日や祝日などを組み合わせて連続休暇にすることができます。また、○点線囲みのような年休候補日をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。



滋賀労働局労働基準部監督課
大津市御幸町6番6号
TEL：077-522-6649

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町 4-1-1

TEL：077-528-3751

FAX：077-528-4873

<http://www.pref.shiga.lg.jp/>

E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp